

1 1. 施設・設備の利用

施設・設備の利用については、その使用目的を考慮した上で適当と判断されれば認められます。したがって、事前に所定の「施設・設備使用許可願」を学生課に提出してください。（部活動で使用が認められている施設・設備については所定の「部活動許可願」を学生課に提出してください。）

部活動等で夜遅くまで居残り、最後に教室等を退出する場合は、窓を閉め、空調の電源を切るとともに消灯してください。

なお、建物や備えつけの器具は大切にし、汚したり破損したりしないよう、十分に注意してください。場合によっては、弁償しなければならないこともあります。もし誤って破損したときは、直ちに学生課まで連絡してください。

(1) ホームルーム教室

平日は19時から翌朝まで施錠しますので、19時以降は使用できません。

また、土日祝日および長期休暇期間中は、終日施錠しています。

(2) 実習室等施設

使用時間は20時までを原則とします。ただし、施設設備の使用規程、使用心得が定まっている施設設備については、各使用規程、使用心得によります。

1. 卒研・製図等正課で使用する場合（学科生）

（平日）

20時以降は指導教員立会い（指導下）のもと許可します。

ただし、20時～22時に使用する場合は、所定の様式「時間外施設・設備使用許可願」により指導教員の許可を得て、当日の15時までに学生課へ提出してください。

（土曜日・日曜日・休日）

活動は17時までとします。17時以降の活動は認められません。

2. 卒研・製図等正課で使用する場合（専攻科生）

（平日）

原則、1の学科生の場合と同様ですが、平日の20時から22時までの時間帯において以下の条件を満たす場合に限り、指導教員の立会いなしで研究室等の利用を認めます。

①工学基礎研究・専攻科特別研究が目的であること。

②研究室等の施設の利用にあたっては、年度当初に所定の「専攻科施設使用許可願」に必要事項を記入し、指導教員の承諾印を得た上、学生課に届けること。

③危険を伴う可能性のある実験を実施する場合には、指導教員の立会いが必要であることから事前に指導教員に連絡すること。

④研究室等の鍵の管理をきちんとすること。

⑤学生証を常に携帯し、警備員から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。

（土曜日・日曜日・休日）

活動は17時までとします。17時以降の活動は認められません。

3. 部活動等で使用する場合

指導教員等を経て、1週間前までに所定の様式「施設・設備使用許可願」もしくは「部活動許可願」により学生課へ提出してください。

土曜日・日曜日・休日に使用する場合は、1週間前までに提出してください。

4. その他

①施錠後、緊急の用務のため教室・実習室等を使用する場合は、警備員まで申し出てください。

②施錠後の学舎の出入りは、所定の扉から出入りしてください。

③施錠後、学舎外へ出る場合は、いずれの扉からでも可能ですが、出た後は、必ずきちんと締めてください。

④警備員から鍵の貸出しを受けるときは、学生証を提示し、「鍵貸出簿」に必要事項を記入のうえ借り受け、

- 用務が済みしだい速やかに返却してください。借り受けた鍵は、他に転貸しないでください。
- ⑤学生課事務室で借り受けた鍵を平日 17 時以降に返却する場合は、守衛室に返却してください。
- ※学生課事務室の開室時間は、平日 8 時 30 分から 17 時までです。

（３）体育施設

教員の管理下にある課外活動、ホームルームの運動日等以外における体育館及びグラウンド等の体育施設の利用時間は、授業期間中の 12：10～12：55 です。昼休み以外は利用しないでください。

1. 体育館の利用について

- ①土足厳禁です。
- ②下駄箱を利用し、玄関に靴を放置しないでください。
- ③下駄箱内に靴などを放置しないでください。（放置された靴などは処分します）
- ④フロア内での飲食は禁止します。（各部で準備するジャグや水筒もフロア外に置き、フロア外で水分補給を行ってください）
- ⑤アイシングをフロア内で行わないでください。
- ⑥電動暗幕は風で揺られると壊れるので、風の強い日には、窓を開けたまま暗幕を閉めた状態にしないよう注意してください。暗幕を閉める場合には、必ず窓を閉めるようにしてください。
- ⑦使用した器具は、必ず所定の倉庫等に戻してください。

＜昼休みの利用について＞

- ・利用時間は 12：10～12：55 です。
 - ・上記体育館の使用のルールを守ってください。
 - ・用具（ボール等）は自分で用意してください。（教室や廊下など校舎内での用具（ボール等）の使用は禁止します。）
 - ・体育館内の照明は点灯させないでください。
 - ・カーテン（暗幕）は開けたままで使用してください。
- ※利用状況に問題があった場合は、利用できなくなります。

＜トレーニングルームの利用について＞

- ・教員の管理下にある課外活動等のみ、使用を許可します。
 - ・授業期間中の平日は 16：10～使用を許可します。
 - ・授業期間中の昼休みの利用はできません。
- ※自主練では利用できません。

2. その他の体育施設の利用について

- ・利用時間は授業期間中の 12：10～12：55 です。
- ・体育施設利用のマナーを守り、利用終了時に施設等を整備し、元通りに戻してください。
- ・用具（ボール等）は自分で用意してください。（教室や廊下など校舎内での用具（ボール等）の使用は禁止します。）

（４）研修室等福利施設

1. 研修室、課外活動共用室、和室、小会議室、会議室（以下「研修室等」という。）の使用に当たっては、この心得を遵守しなければなりません。
2. 研修室等を使用できる者は、本校の学生、職員及び校長が許可した者です。
3. 研修室等を使用するときは、学生準則第 35 条に定める施設・設備使用許可願を事前に学生課に提出し、使用許可を受けてください。
4. 研修室等を使用するに当たっては、次の事項を厳守してください。
 - （１）許可を受けた施設、目的、日時以外は使用しない。
 - （２）施設、設備、備品は大切に取り扱い、備品等は許可なく移動させ、又は室外に持ち出さない。なお、

破損した場合は、速やかに学生課へ届け出る。

(3) 火気の取扱いには、十分注意する。

(4) 使用後は、整理、整頓、清掃、戸締り、消灯等の後始末をし、必ず施錠する。

(5) 使用終了後は、学生課に終了の報告と鍵の返却をする。ただし、勤務時間外の場合には、警備員に終了の報告と鍵の返却をする。

5. 研修室等の使用に当たって、管理上支障があると認められるときは、使用許可を取り消すことがあります。

※ 詳しくは、本校Webサイトの学生生活のてびきより、規則（20）福利施設使用規程を参照してください。

（５）協同学習センター

協同学習センターは、授業時間外においても、学生が積極的に主体的・対話的学習ができるよう、椅子・机・ホワイトボード及びフリースペースを設置し、環境を整えています。

＜利用上の注意＞

1. 学生、教職員はどなたでも利用可能です。

2. 視聴覚教室、Room A、Room B及びRoom Dの使用には、学生課(教務学生チーム)での予約が必要です。

3. 視聴覚教室、Room A及びRoom Bの使用時には、学生課（教務学生チーム）で、鍵を受け取ってください。

4. 使用後は、照明、空調の電源を切り、机・椅子は元の位置に戻してください。

施錠した後、鍵は学生課(教務学生チーム)へ必ず返却してください。

（６）ロッカー

学年始め（４月）に教室内外のロッカーを各自の番号で指示し、貸与します。その使用に当たっては、次の事項を遵守してください。

1. ロッカー及びその付属物は、丁寧に取り扱いってください。万一、破損した場合は、使用者にその損害の弁償を求めることがあります。

2. ロッカー内に危険物や生き物を入れないでください。

3. 各自で必ず鍵を用意し、使用してください。

4. 終業式終了後、指定する日までに、ロッカー内の品物を必ず持ち帰るとともに、鍵を取り外してください。学年終了後ロッカーを移動させることがあります、その際ロッカー内に残っている品物は、学生課で処分します。

（７）屋内男子・女子学生更衣室

1. 屋内男子・女子更衣室（以下「更衣室」という。）は、更衣の目的以外のことに使用することを禁じます。

2. 女子更衣室は、7時から20時まで静脈認証または学生証により入室できます。

3. 更衣室は各自掲示等により定められた日に清掃し、常に清潔に保ってください。

4. 更衣室の施設及び備品等の適正な維持管理に努め、破損又は滅失したときは、直ちに学生課に届出てください。この場合、破損又は滅失したものの一部又は全部の費用を弁償させることがあります。

5. 更衣室内では、次に掲げる注意事項を守ってください。

(1) 火気及び電気器具は使用しないこと。ただし、シャワー使用後、髪を乾燥させる目的のためのヘアドライヤーの使用は、火災予防に万全の注意を払うことを条件に特に認めます。

(2) 更衣室内では、飲食しないでください。

(3) 更衣室内に私物及び課外活動用具を放置しないでください。放置された物品については、遺失物として処理します。

(4) 使用者は、使用後火気に注意し、窓の施錠、消灯等を確認のうえ、更衣室を退室してください。

6. その他、必要な事項については、学生主事の指示に従ってください。

（８）屋外更衣室

対外試合の課外教育活動の際に利用できる施設として屋外更衣室があります。使用する場合は、学生準則第 35 条に定める施設・設備使用許可願を事前に学生課に提出して使用許可を受けるとともに、次の使用上の注意事項をよく守ってください。

＜使用上の注意事項＞

1. 施設、設備、備品は大切に取り扱いってください。
2. 使用後は、室内を整理のうえ、戸締りをし、学生課に鍵の返却をすること。ただし、平日 17 時以降及び土曜・日曜・祝祭日は、警備員に鍵の返却をしてください。
3. 施設、設備、備品を破損若しくは減失した場合は、速やかに学生課に届け出てください。

（９）課外教育活動用の設備・備品

学生課に貸出し用のビデオカメラ 2 台、デジタルカメラ 2 台があるので、大いに利用してください。なお、使用の際は事前に学生課で手続きをし、使用上の注意事項を十分に守ってください。ただし、使用状況によっては、貸与しないことがあります。

（１０）中庭・校内道路

教室や廊下等校舎内の他、校内道路、中庭での用具（ボール、スケートボード等）の使用は禁止します。